

## 魚津市告示第176号

魚津市ふるさと寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり寄附金の収納事務を委託したので、同条第2項及び魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第19条第2項の規定により告示する。

令和6年12月9日

魚津市長 村椿 晃

### 1 収納の事務を委託した者

法人名	所在地	代表者名
アマゾンジャパン 合同会社	東京都目黒区下目黒 1-8-1	社長 ジャスパー・チャン

### 2 委託した事務の範囲

魚津市ふるさと寄附金の収納事務

### 3 委託した期間

令和6年12月17日から令和7年3月31日まで

### 4 収納の方法

インターネット等による公金支払の方法により収納する。